

# 学則

2022年4月～

学校法人三幸学園  
東京未来大学福祉保育専門学校

# 学校法人三幸学園 東京未来大学福祉保育専門学校 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校教育法に基づき、保育・社会福祉分野において活躍する人材を育成する為、必要とされる知識と技能を教授することを目的とする。

(名称)

第2条 本校の名称は、東京未来大学福祉保育専門学校とする。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都足立区綾瀬2-30-6に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
教育社会福祉専門課程	保育科	昼	2年	73人	146人
教育社会福祉専門課程	介護福祉科	昼	2年	60人	120人
合計				133人	266人

2. 在籍期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合は、

休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
  - (3) 夏季休業（7月下旬から8月下旬までの約1か月間）
  - (4) 冬季休業（12月下旬から1月上旬までの約2週間）
  - (5) 春季休業（3月上旬から4月上旬までの約1か月間）
  - (6) 学園創立記念日（6月10日）。ただし、休業日は6月第1金曜日とする。
2. 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業及び実習を行うことがある。
3. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時数、単位等

（教育課程、授業時数及び単位数）

- 第7条 本校の教育課程、授業時数及び授業単位数等は、別表1-1, 2, 3のとおりとする。
- 2. 別表1-1, 2, 3に定める授業時数の1単位時間は50分とする。
  - 3. 各学科の教育課程は1年間で800単位時間以上を設定するものとする。
  - 4. 教育上有益と認める場合は、他学科の授業科目を履修することができるものとする。
  - 5. 各学科にて卒業までに履修させる授業時数及び生徒が1年間に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限は別表1-1, 2のとおりとする。

（授業の方法）

- 第8条 本校における授業は、講義、演習、実技、実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2. 本校は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができるものとする。
  - 3. 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該専門課程の修了に必要な総単位数の4分の3を超えないものとする。ただし、保育科については、30単位を超えないものとする。

（単位の基準）

- 第9条 本校の授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準にて計算するものとする。
- (1) 講義及び演習科目については15から30単位時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実技及び実習科目については30から45単位時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 授業科目について、講義、演習、実技、実習のうち2以上の方法の併用により行

う場合については、前2号の組み合わせに応じ、学修の内容をもって個別に単位を定めるものとする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2. 前項の成績評価は、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。ただし、実習についてはこの限りではない。
3. 成績不良の科目については、追試験及び再試験を実施できる。追試験及び再試験に関する必要な事項は別に定める。

(入学後の他の教育施設等における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程及び高等専門学校における授業科目の履修並びに大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

2. 前項の規定は、生徒が本校の承認を受けて、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3. 保育科については、他の指定保育士養成施設において修得した単位のみ、30単位を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 教育上有益と認めるときは、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程及び高等専門課程における授業科目の履修並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条により与える単位数と合わせて、当該専門課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。
3. 保育科については、他の指定保育士養成施設において修得した単位のみ、前条第3項により履修とみなす単位数と合せて30単位を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(始業、終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は、9時から17時50分までとする。

2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めたときは、時刻を変更して授業を行うことがある。

## 第4章 教職員組織等

### (教職員組織)

第14条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

1人

(2) 教員

専任教員と兼任教員を置くことができる。

課程	専任	合計
教育社会福祉専門課程	8人以上	8人以上
合計	8人以上	8人以上

(3) 事務職員

1人以上

(4) 学校医

1人

2. 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3. その他、校長の職務を助けるため、副校长を置くことができる。副校长は、校長を補佐し、所属教職員を監督する。

4. その他、必要に応じて助手を置くことができる。

### (学校評価)

第15条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3. 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

### (教育課程編成委員会)

第16条 本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。

## 第5章 入学、休学、退学及び卒業等

### (入学資格)

第17条 本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 修業年限が3年以上の専修学校高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

### (入学時期)

第18条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

### (入学手続き、入学許可)

第19条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して第34条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。
- (3) 合格の通知を受けた者は、所定期日までに別表2-1に定める入学金を添え、手続きを取らなければならない。
- (4) 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- (5) 所定の期日までに入学手続きを取らなかつた者は合格を取り消す。

### (転入学、編入学)

第20条 本校への転入学・編入学を願い出る者があるときは、教育上支障がない限りにおいて、選考の上、校長が許可することができる。

2. 転入学・編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

- 第21条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって欠席する場合は、学期を単位として保証人連署の届出により、校長の許可を得て休学することができる。
2. 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により1か年に限り延長を認めることができる。
  3. 休学期間は、第4条に示す修業年限に含めない。
  4. 休学及び復学に関して必要な事項は、別に定める。

(復学)

- 第22条 前条の者が、復学しようとする場合は、校長の許可を受けて学期の始めに限り復学することができる。
2. 復学に関して必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

- 第23条 校長は、学校保健安全法等に基づき、生徒が感染症にかかり又はその疑いがあるとき、その他必要があると認めるときはその生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(退学)

- 第24条 退学をしようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。
2. 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

- 第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。
- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
  - (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
  - (3) 入学手続き完了者で、就学意志がない者
  - (4) 死亡した者又は不明となった者

(単位の認定及び時期)

- 第26条 授業科目修了の認定は、平素の成績及び試験等による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。
2. 単位認定の時期は学期末又は学年度末とする。

(卒業の認定及び時期)

- 第27条 本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に、卒業の認定を行う。
2. 前項に定める所定の単位は、卒業要件として以下のとおりとする。

(1) 卒業要件単位数は、31単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。

(2) 卒業に必要な要件については、別表1-1, 2のとおりとする。

3. 課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

4. 卒業の時期は、3月とする。

5. 修業年限以上在学し、卒業要件を満たすことができない者は卒業延期者とする。

(称号の授与)

第28条 前条により課程を修了した者には、次のとおり専門士の称号を授与する。

学科名	専門士の称号	告示
保育科	教育社会福祉専門課程	平成29年2月28日告示
介護福祉科	教育社会福祉専門課程	平成29年2月28日告示

(資格の取得)

第29条 保育科において保育士資格を取得しようとする者は、第27条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位を別表1-3に基づき修得しなければならない。

## 第6章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第30条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可し、単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第31条 授業の聴講を志願する者がある場合は、本校の教育に支障がない限り、これを許可することができる。

2. 聽講生に関し必要な事項は別に定める。

## 第7章 賞罰

### (褒賞)

第32条 成績優秀な者、又は他の模範となる行為があった者は、校長が褒賞することがある。

### (懲戒)

第33条 生徒が本校の学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分を逸脱する行為があり教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行うものとする。

3. 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第8章 納付金、その他

### (納付金)

第34条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は別表2-1, 2, 3のとおりとする。

### (納入及び納入の特例)

第35条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒は休学又は停学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出した場合は、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。

3. 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4. 別表2-1, 2, 3のほかに、実習費等の修学に関する費用を徴収する。

### (納付金の還付)

第36条 既に納入した授業料、入学金、入学検定料及びその他の学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料を除いた授業料等は返還する。

### (退学者等の納付金納付義務)

第37条 退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(健康管理)

第38条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

2. 健康診断、その他健康管理については別に定める。

## 第9章 附帯教育

(附帯教育)

第39条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

種類又は科名	修業期間	総定員
社会福祉士一般養成通信課程	1年6か月	240人
精神保健福祉士一般養成通信課程	1年6か月	80人
精神保健福祉士短期養成通信課程	9か月	80人

2. その他附帯教育の事業は別に定める。

3. 附帯教育の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は別に定める。

## 第10章 雜則

(施行細則)

第40条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

### 附則

1 この学則は、平成27年4月1日より施行する。

2 この学則は、平成28年4月1日より施行する。

ただし、第22条に関しては、平成27年4月以前に入学し在籍している生徒については従前の学則が適用されるものとする。

3 この学則は、平成29年4月1日より施行する。

4 この学則は、平成30年4月1日より施行する。

ただし、別表1－3に関しては、平成29年4月以前に入学し在籍している生徒については従前の学則が適用されるものとする。

### 附則（平成31年4月1日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日より施行する。ただし、第7条（教育課程、授業時数及び単位

数)、第22条(休学、復学)、第27条(卒業の認定及び時期) 第2項については、平成31年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

附則 この学則は令和2年4月1日より施行する。(保育科教育課程変更)

附則 この学則は令和3年4月1日より施行する。

(条文記載事項一部変更、保育科・介護福祉科教育課程変更、納付金変更)

附則 この学則は令和4年4月1日より施行する。(保育科の教育課程変更)

ただし、第7条(教育課程、授業時間数及び単位数)については、令和4年3月31日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による。

別表1-1 教育課程（カリキュラム）  
 学校名 東京未来大学福祉保育専門学校  
 学科 保育科  
 該当 2022年度入学生より

科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		合計	
			単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数
情報処理	演習	選択	2	30			2	30
ペン字	演習	選択	1	30			1	30
日本国憲法	講義	選択	2	30			2	30
基礎学力演習	演習	選択	2	30			2	30
未来デザインプログラム I	演習	必修	2	30			2	30
英語	演習	選択	2	30			2	30
保育原理	講義	必修	2	30			2	30
教育原理	講義	必修	2	30			2	30
社会福祉	講義	選択	2	30			2	30
保育者論	講義	必修	2	30			2	30
保育の心理学	講義	選択	2	30			2	30
子どもの保健	講義	選択	2	30			2	30
子どもの食と栄養 I	演習	選択	1	30			1	30
健康	演習	選択	1	30			1	30
人間関係	演習	選択	1	30			1	30
環境	演習	選択	1	30			1	30
言葉	演習	選択	1	30			1	30
音楽表現 I	演習	必修	2	60			2	60
造形表現 I	演習	必修	2	60			2	60
身体表現 I	演習	選択	1	30			1	30
言語表現	演習	選択	1	30			1	30
乳児保育 I	講義	選択	2	30			2	30
障害児保育	演習	選択	2	60			2	60
保育実習指導 I (保育所)	演習	選択	1	30			1	30
保育実習指導 I (施設)	演習	選択	1	30			1	30
教育制度論	講義	選択	2	30			2	30
地域支援実践	演習	選択	2	60			2	60
音楽表現 II	演習	選択	1	30			1	30
こどものうた I	演習	選択	1	30			1	30
ホームルーム I	演習	選択	—	30			—	30
実習指導	演習	選択	2	60			2	60
未来デザインプログラム II	演習	選択			1	15	1	15
体育(講義)	講義	選択			1	15	1	15
体育(実技)	実技	選択			1	30	1	30
表現	演習	選択			1	30	1	30
子どもの食と栄養 II	演習	選択			1	30	1	30
子ども家庭福祉	講義	選択			2	30	2	30
子ども家庭支援論	講義	選択			2	30	2	30
社会的養護 I	講義	選択			2	30	2	30
子ども家庭支援の心理学	講義	選択			2	30	2	30
子どもの理解と援助	演習	選択			1	30	1	30
保育課程論	講義	選択			2	30	2	30
保育内容総論	演習	選択			1	30	1	30
乳児保育 II	演習	選択			1	30	1	30
子どもの健康と安全	演習	選択			1	30	1	30
社会的養護 II	演習	選択			1	30	1	30
子育て支援	演習	選択			1	30	1	30
保育実習 I (保育所)	実習	必修			2	90	2	90
保育実習 I (施設)	実習	選択			2	90	2	90
保育実践演習	演習	選択			2	60	2	60
幼児理解の理論と方法	講義	選択			2	30	2	30
教育相談	講義	選択			2	30	2	30
教育の方法と技術	演習	選択			2	30	2	30
音楽表現 III	演習	選択			2	60	2	60
音楽表現 IV	演習	選択			2	60	2	60
造形表現 II	演習	選択			2	60	2	60
身体表現 II	演習	選択			1	30	1	30
こどものうた II	演習	選択			1	30	1	30
保育実習 II	実習	選択			2	90	2	90
保育実習 III	実習	選択			2	90	2	90
保育実習指導 II	演習	選択			1	30	1	30
保育実習指導 III	演習	選択			1	30	1	30
ホームルーム II	演習	選択			—	30	—	30
就職指導	演習	選択			—	30	—	30
合計			48	1080	47	1320	95	2400

※保育科の生徒が1年間に履修できる単位は、52単位までとする。

別表1-2 教育課程(カリキュラム)

学校名 東京未来大学福祉保育専門学校

学科 介護福祉科

該当 2021年度入学生より

領域	教育内容	指定規則時間数	科目名	授業形態	必修選択	1年次		2年次		合計			
						単位数	単位時間数	単位数	単位時間数	単位数	単位時間数		
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上	人間の尊厳と自立	講義	必修	1	30			1	30		
		60以上	人間関係とコミュニケーション I	講義	必修	1	30			1	30		
	社会の理解		人間関係とコミュニケーション II	講義	必修			1	30	1	30		
	60以上	社会の理解	講義	必修			2	60	2	60			
		組織体の在り方、対人関係の在り方、リーダーシップの在り方についての学習		30	未来デザインプログラム	講義	必修	1	30			1	30
	選択必修 60	総合福祉 I	講義	選択必修	1	30			1	30			
		総合福祉 II	講義	選択必修			1	30	1	30			
		スポーツ福祉 I	演習	選択必修	1	30			1	30			
		スポーツ福祉 II	演習	選択必修			1	30	1	30			
		福祉カウンセリング I	講義	選択必修	1	30			1	30			
		福祉カウンセリング II	講義	選択必修			1	30	1	30			
		国際理解 I	講義	選択必修	1	30			1	30			
		国際理解 II	講義	選択必修			1	30	1	30			
介護		介護の基本		180	介護の基本 I	講義	必修	4	120			4	120
		介護の基本 II			講義	必修			2	60	2	60	
		コミュニケーション技術		60	コミュニケーション技術 I	講義	必修	1	30			1	30
					コミュニケーション技術 II	講義	必修			1	30	1	30
		生活支援技術		300	生活支援技術 I	演習	必修	6	180			6	180
					生活支援技術 II	演習	必修			4	120	4	120
		介護過程		150	介護過程 I	講義	必修	3	90			3	90
					介護過程 II	講義	必修			2	60	2	60
		介護総合演習		120	介護総合演習 I	講義	必修	2	60			2	60
					介護総合演習 II	講義	必修			2	60	2	60
こころのしくみから		介護実習		450	介護実習 I A	実習	必修	1	30			1	30
					介護実習 II A	実習	必修	2	70			2	70
					介護実習 II B	実習	必修	4	120			4	120
					介護実習 II C	実習	必修			5	160	5	160
					介護実習 I B	実習	必修			2	70	2	70
		こころとからだのしくみ			こころとからだのしくみ I	講義	必修	2	60			2	60
医療的ケア		こころとからだのしくみ II			講義	必修	2	60			2	60	
		発達と老化の理解		60	発達と老化の理解	講義	必修			2	60	2	60
		認知症の理解		60	認知症の理解	講義	必修	2	60			2	60
		障害の理解		60	障害の理解	講義	必修			2	60	2	60
		医療的ケア			医療的ケア I	講義	必修	1	15			1	15
					医療的ケア II	講義	必修			3	48	3	48
					医療的ケア III	演習	必修			1	15	1	15
				教科以外の教育活動 I (HR)				30				30	
				教科以外の教育活動 II (HR)						30		30	
合計		1850	合計			37	1135	33	983	70	2118		

※介護福祉科の生徒が1年間に履修できる単位は39単位までとする。

※選択必修科目については、総合福祉 I 及び II 、スポーツ福祉 I 及び II 、福祉カウンセリング I 及び II 又は国際理解 I 及び II より2単位を修得するものとする。

別表1-3 保育士資格取得のための教育課程（カリキュラム）

学校名 東京未来大学福祉保育専門学校

学科 保育科

該当 2019年度入学生より

告示による教科目				学則開設科目			
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修 選択	
教養科目	外国語・体育以外	不問	6	情報処理	演習	2	
				ベン字	演習	1	
				日本国憲法	講義	2	
				基礎学力演習	演習	2	
				未来デザインプログラムⅠ	演習	2	
				未来デザインプログラムⅡ	演習	1	
	外国語	演習	2	英語	演習	2	
	体育	講義	1	体育（講義）	講義	1	
		実技	1	体育（実技）	実技	1	
合計10単位以上開設				合計			
合計8単位以上（体育2含む）取得する				8単位以上取得する			
告示別表第1による教科目「必修科目」							
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修 選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	
	こども家庭福祉	講義	2	こども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育課程論	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	演習	5	健康	演習	1	
				人間関係	演習	1	
				環境	演習	1	
				言葉	演習	1	
				表現	演習	1	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現Ⅰ	演習	2	
				造形表現Ⅰ	演習	2	
				身体表現Ⅰ	演習	1	
				言語表現	演習	1	
保育実習	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	
	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	
保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	
合計51単位以上取得する				合計			
53単位取得する				53			
告示別表第2による教科目「選択必修科目」							
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数 必修 選択	
保育の本質・目的に関する科目				不問	教育制度論	講義 2	
保育の対象の理解に関する科目					幼児理解の理論と方法	講義 2	
保育の内容・方法に関する科目					教育相談	講義 2	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	[ 2 ]		地域支援実践	演習 2	
					教育の方法と技術	演習 2	
					音楽表現Ⅱ	演習 1	
					音楽表現Ⅲ	演習 2	
					音楽表現Ⅳ	演習 2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	[ 1 ]		造形表現Ⅱ	演習 2	
					身体表現Ⅱ	演習 1	
					子どものうたⅠ	演習 1	
					子どものうたⅡ	演習 1	
					やいづれか一方を必修する		
保育実習	保育実習Ⅲ	実習	[ 2 ]	保育実習Ⅲ（選択必修）	実習 2		
					保育実習Ⅲ（選択必修）	演習 1	
	保育実習指導Ⅲ	演習	[ 1 ]		合計	3 20	
					合計9単位以上取得する (必修3単位のほか選択6単位以上取得する)		

別表 2－1：東京未来大学福祉保育専門学校 納付金

	保育科	介護福祉科
入学検定料	20,000 円	20,000 円
入学金	100,000 円	100,000 円
授業料（年間）	750,000 円	740,000 円
施設設備費(年間)	180,000 円	260,000 円
教材実習費その他 (年間) ※	70,000 円～110,000 円	120,000 円～130,000 円

※「教材実習費その他」は学年及び選択科目によって異なる。

別表 2－2：東京未来大学福祉保育専門学校 卒業延期者納付金

	卒業延期者
施設設備費（年間）	50,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。

別表 2－3：東京未来大学福祉保育専門学校 科目等履修生納付金

科目等履修生	
登録料（年間）	30,000 円
講義科目（1 単位）	10,000 円
演習科目（1 単位）	15,000 円
実技科目（1 単位）	20,000 円
実習科目（1 単位）	20,000 円

※教材費及び実習材料費等は必要に応じて別途徴収する。